

種苗法改正により、令和4年4月1日から 宮城県登録品種等（注1）の増殖には 宮城県の許諾が必要です

「自家用の栽培向け増殖（注2）」の許諾手続は、以下「1」又は「2」のいずれかの方法で受付けます。自家用の栽培向け増殖が必要な方は、遵守事項をご確認の上、手続きをお願いします。

- 1 県ホームページ掲載の届出様式による申請（紙で提出）
- 2 「みやぎ電子申請サービス」による申請（①～④に限る）

○種苗法改正に伴う、県登録品種等の取扱い

農林水産 植物の種類	県登録品種等	海外持出し 制限	県登録品種等の自家用の栽培向け増殖		
			県内農業者	県外農業者	許諾料
①稲種	だて正夢	制限あり	原則不可 ※1	原則不可 ※4	徴収しない
	金のいぶき				
	やまのしずく				
	げんきまる				
	ゆきむすび				
	たきたて				
	こもちまる				
	東北194号				
	吟のいろは				
	東北211号				
	さち未来				
②イチゴ属	もういっこ	県の許諾が必要 ※2	県の許諾が必要 ※3	県の許諾が必要 ※3	徴収しない
	にこにこベリー				
③リンゴ属	サワールージュ	県の許諾が必要 ※2	県の許諾が必要 ※3	県の許諾が必要 ※3	徴収しない
④セリ属	りじゅうよんのよん	県の許諾が必要 ※2	県の許諾が必要 ※3	県の許諾が必要 ※3	徴収しない
	Re14-4				
⑤はたけ しめじ種	えるでいに みやぎLD2号	県の許諾が必要 ※2	不可	不可	徴収しない

※1：稲種（水稻）のうち、「だて正夢」及び「金のいぶき」については、県が定めた生産対策要領において、自家採種を行わないこととしている（有機農業等で種子の入手が困難な場合のみ、許諾により可能とする）。その他の稲種については、法改正以前と同じ対応とする。

※2：その他、イチゴ属等については、法改正の主旨に基づき、種苗の適切な流通及び利用の管理による育成者権の保護を図るため、「県の許諾が必要」とする。

※3：県外栽培を認めていない。

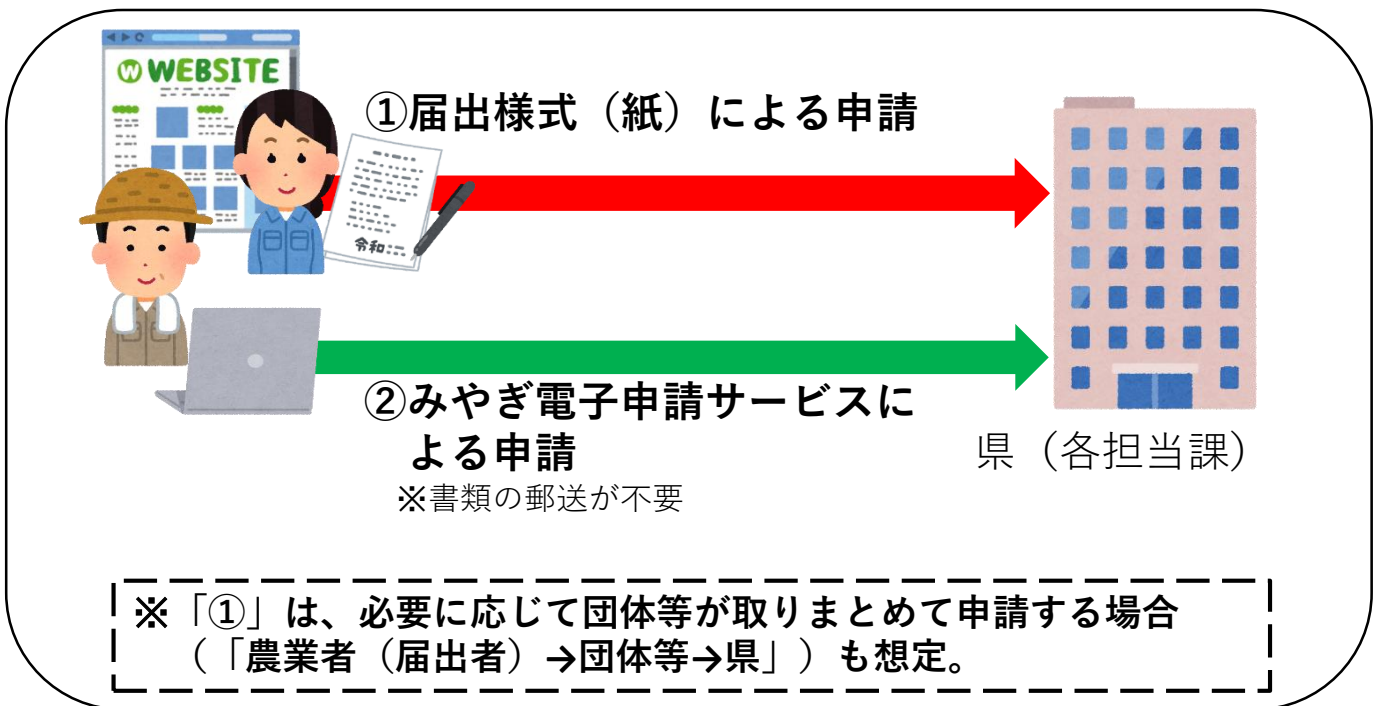
※4：有機農業等で種子の入手が困難な場合のみ、県の許諾によって可能とする。

（注1）「県登録品種等」とは、「宮城県が育成し、品種登録を受けている品種又は品種登録出願中の品種」をいう。

（注2）「自家用の栽培向け増殖」とは、「育成者権者又は育成者権者の許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為（農業者が登録品種等の親株や苗木等から採ったつる苗や穂木等を種苗として利用することを含む）」をいう。

（注3）県は許諾手続費用は一切負担しない。

○手続の流れ（イメージ図）



○届出の時期

- ・ 令和4年4月1日以降（改正種苗法の一部施行）に行われる自家用の栽培向け増殖する種苗の利用前に届出を行う必要があります。

※令和4年4月1日より前（改正種苗法の一部施行前）に登録品種の種子や穂木を得ていたとしても、法施行後に当該種子の播種や、接ぎ木・挿し木を行う場合は届出が必要となります（農林水産省作成Q&A 質問26）。

- 自家用の栽培向け増殖の許諾は、改正種苗法の一部施行に伴って初めて導入する制度であるため、県登録品種等の自家用の栽培向け増殖の許諾手続きについては、令和4年度は移行期間※を6か月(9月末日まで)設けます。

※移行期間中は、自家用の栽培向け増殖を行った種苗の利用後に許諾手続きを行う場合でも、自家用の栽培向け増殖した種苗の利用前に手続きを行ったものとみなす。

○許諾対象者として不適当な者

（例）暴力団又は暴力団員等

<許諾手続きや遵守事項の確認に関するお問い合わせ先>

- ・ 稲種：農政部 みやぎ米推進課（TEL:022-211-2841）
- ・ イチゴ、リンゴ、セリ属：農政部 園芸推進課（TEL:022-211-2843）
- ・ はたけしめじ種：水産林政部 林業振興課（TEL:022-211-2914）